

※訂正する場合…二重線で打消し、訂正印（借受人欄の印と同じ印）を押印

金銭消費貸借契約証書

割印は、借受人欄の印と同じ印を使用

申込金額が55万円以上の場合、印鑑登録印を押印

印紙

※申込金額に応じた印紙を貼付

10万円以下	200円
50万円以下	400円
100万円以下	1,000円
105万円以上	2,000円

申込金額に応じた印紙を貼付する

第1条 借受人 高橋 花子 は、別途定める従事者共済会貸付細則の各条項を承認のうえ、貴会から貸付金として 1,700,000 円を借受けました。

第2条 前条の借受金は、貸付細則第2条に規定する資金として、その他の用途には使用しません。

第3条 借受金の利息は、借受元金に対する年利 2.0 %の利率で計算した額とします。

返済期間は、貸付申込書類提出締切日の翌月1日から

第4条 借受人は、貴会に対し、借受金を 2026 年 5 月 1日から 2030 年 4 月 末日までに 48 回で返還し、貸付細則に定める貸付金金額別返還表に基づく返還計画表により毎月末日限り貴会の指定する方法により支払います。

第5条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貴会による通知催告を要しないで借受人は当然に期限の利益を失い、直ちに貴会の指定する期日までに借受金全額（すでに借受金の一部を返還しているときは、その返還した額を控除した額の借受金）を返還し及びその利子を支払います。

- 貸付細則第12条の規定に該当したとき。
- 第13条に規定する借受金の返還及び利息の支払を一回でも遅滞したとき。
- 仮差押、仮処分、強制執行、担保権実行の申立てもしくは滞納処分を受け、または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
- その他この契約または貸付細則に違反したとき、または信用を著しく失墜する事実があったとき。

2 借受人は前項第3号に該当する事態が生じたときは、直ちに通知します。

3 第1項の規定により借受金を一時に返還したことにより被った損害については一切貴会に責は負わせません。

第6条 借受人がその所属する団体を退職し、または死亡する等の事由により共済加入から退会した場合には、第4条並びに第5条の規定にかかわらず貸付金の未返済全額を直ちに返済するものとし、貸付細則第15条の規定に基づき借受金を返還し、及びその利息を支払います。

第7条 連帯保証人は、この契約の各条項を承認し、借受人が貴会に対して負担する債務について連帯して履行の責任に任じます。

第8条 連帯保証人は、この契約による債務の一部を弁済することにより、貴会に代位する場合は、貴会が承諾する場合を除き、その代位権は常に貴会に対する債務完済後に履行します。

第9条 借受人は貸付細則第9条第5項の事由が発生したときは遅滞なく連帯保証人を補充し、その変更届を会長に提出します。

第10条 借受人及び連帯保証人は、貴会が請求したときは、何時でも公証人に委嘱してこの契約上の債務について承認並びに強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとります。

第11条 貴会が債務の保全又は実行、その他この契約に関して要した費用はすべて借受人又は連帯保証人が負担します。

第12条 借受人及び連帯保証人は、貴会から資産及び収入状況について報告を求められたときは、これに応じます。

第13条 借受人及び連帯保証人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行します。

第14条 この契約に定めのない事項については、貸付細則の定めるところによります。

第15条 この契約について、訴訟等の生じたときは、貴会の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

上記のとおり契約し、相違なく履行するためにこの証書を作成し、貴会に差し入れます。

2026 年 4 月 15 日 必ず申込日付を記入する

借受人欄は、借受人が自署・捺印する
記入漏れがあると貸付できないので注意

借受人

施設番号・加入者番号
施設・団体名
借受人現住所
氏名

0	5	6	7	8	-	1	2	3	4	5	6
〇〇保育園											
東京都調布市国領町〇-〇-〇											
高橋 花子											

(印)

連帯保証人欄は、連帯保証人が必要な場合のみ記入する
その場合は、連帯保証人が自署・捺印

連帯保証人

施設番号・加入者番号
施設・団体名
連帯保証人現住所
氏名

申込金額が55万円以上の場合、印鑑登録印を押印する

					-						
(印)											

連帯保証人

施設番号・加入者番号
施設・団体名
連帯保証人現住所
氏名

(印)

社会福祉法人
東京都社会福祉協議会会長 宛